

伊万里市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、政令、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（令和6年厚生労働省告示第168号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）の例による。

(事業の目的)

第3条 総合事業は、次に掲げることを目的に行う。

- (1) 要支援者等に対して、要介護状態等になることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び自立した日常生活の支援を実施することにより、生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援すること。
- (2) 市が事業実施主体となって、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行うこと。
- (3) 住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進すること。

(事業の構成及び内容)

第4条 総合事業における事業構成は次のとおりとし、当該各号の事業の内容は別表第1に定めるとおりとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（以下「第１号事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

ア 訪問型サービス（第１号訪問事業）

イ 通所型サービス（第１号通所事業）

ウ その他生活支援サービス（第１号生活支援事業）

エ 介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）

(2) 一般介護予防事業は、次に掲げる事業とする。

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 地域リハビリテーション活動支援事業

オ 一般介護予防事業評価事業

（第１号事業の実施方法）

第５条 市長は、第１号事業について、市が直接実施するもののほか、次の各号に掲げる方法により実施できるものとする。

(1) 法第１１５条の４５の３第１項の規定に基づく指定事業者による実施

(2) 法第１１５条の４７第４項の規定に基づく省令第１４０条の６９の規定に適合する者に対する委託による実施

(3) 省令第１４０条の６２の３第１項第２号の規定に基づく地域支え合い事業への補助

（一般介護予防事業の実施方法）

第６条 市長は、一般介護予防事業について、市が直接実施するもののほか、次の各号に掲げる方法により実施できるものとする。

(1) 法第１１５条の４７第４項の規定に基づく省令第１４０条の６９の規定に適合する者に対する委託による実施

(2) 省令第１４０条の６２の３第１項第２号の規定に基づく補助

（第１号事業の対象者）

第7条 第1号事業の対象者は、本市の被保険者（本市の介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、本市の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている他市町村の住所地特例適用被保険者を含む。）で次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める基本チェックリスト（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目に対する回答の結果が別表第2に掲げるいずれかの基準に該当する第1号被保険者で、第1号事業を受けることによって、心身の状況を改善することができると認められる者（以下「事業対象者」という。）（事業対象者の要件）

第8条 第1号事業を希望する者は、次の各号のいずれかに該当する第1号被保険者とし、介護保険介護予防・生活支援サービス事業利用申請書（様式第1号）を市に提出するものとする。

(1) 要介護又は要支援認定を受けていない者で、かつ、要介護または要支援認定申請を行っていない者

(2) 要介護又は要支援認定を既に受けている者で、かつ、認定の有効期間の満了にあたり、要介護または要支援認定申請を行わない者

2 前項による提出があったときは、市は事業対象者であるか確認を行う。

3 前項に規定する事業対象者の要件の確認は、市又は地域包括支援センターが原則、本人との面接にて行う。ただし、本人が入院中である、相談窓口が遠い、外出に支障がある等の場合は、家族の来所や居宅介護支援事業所の代行による相談及び簡易アセスメント（第2号様式）により、本人の状況及び相談の目的等を聞き取るものとする。

（事業対象者の届出）

第9条 前条に規定する要件の確認の結果、事業対象者と認められる者は、居宅・介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（以下「依頼届出書」という。）（様式第3号）に介護保険被保険者証を添えて、市長

に提出しなければならない。

2 前条第1項第2号に該当し認定有効期間満了日の翌日から第1号事業を受けようとする者は、既に受けている認定の有効期間の満了日の60日前から満了日まで前項の手続きを行わなければならない。

3 第1項に規定する依頼届出書等の提出は、事業対象者に代わって、当該者に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等が行うことができる。

4 前項の届出の提出があった場合は、当該事業対象者を受給者台帳に登録し、被保険者証に地域包括支援センター等の名称を記載して返付するとともに、介護保険負担割合証を交付する。

5 市長は当該被保険者証に前項の事項の他に、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 事業対象者である旨

(2) 基本チェックリスト実施日（事業対象者判定を実施した日をいう。ただし、基本チェックリスト実施日が、要介護認定有効期間又は要支援認定有効期間（以下「認定有効期間」という。）内にある場合は、認定有効期間の満了日の翌日とする。以下同じ。）

（事業対象者の終了）

第10条 市長は、事業対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該事業対象者の被保険者証から第9条第4項及び第5項に掲げる事項を削除し、これを返付するものとする。

(1) 要介護認定又は要支援認定を受けたとき。

(2) 事業対象者登録取下書（様式第4号）の提出があったとき。

(3) 基本チェックリストの質問項目に対する回答の結果が別表第2に掲げるいずれかの基準に該当しなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、事業対象者に該当しない事由が発生したとき。

（事業対象者に係る第1号事業の利用）

第11条 事業対象者は、基本チェックリスト実施日から第4条第1号に掲げる事

業を利用することができる。

(介護予防ケアマネジメントの実施)

第12条 介護予防ケアマネジメントに関して、この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定めるところによるものとする。

(第1号事業の実施)

第13条 指定事業者の指定に関する基準及び指定等に関する必要な事項並びに地域支え合い事業に関する必要な事項は、別に定めるところによる。

(第1号事業支給費の額)

第14条 第1号事業を指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額については、別表第3に定める単位数に同表に定める1単位の単価を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定によりサービス事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(サービス事業費の支給)

第15条 省令第140条の63の2第1号イ及び同条第3号イの規定により伊万里市が定める第1号事業支給費の額(以下「第1号事業支給費の額」という。)は、別表第3に定める単位に1単位当たりの単価(厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)の規定により、10円に伊万里市の地域区分における訪問介護又は通所介護の割合を乗じて得た額をいう。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に100分の90を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に支給する第1号事業支給費の額について、前項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に支給する第1号事業支給費の額について、第1項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは「100分の70」とす

る。

- 4 省令第140条の63の2第1号ロ及び同条第3号ロの規定により伊万里市が定める第1号事業支給費の額は、別表第3に定める単位に1単位当たりの単価に100分の100を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- 5 前各項に掲げるもの以外のサービスについては、市長が別に定める額とする。

（第1号事業支給費の支給）

第16条 市長は、法第115条の45の3第1項から第7項までの規定により、前条に規定する第1号事業支給費（以下「第1号事業支給費」という。）を指定事業者に支払うことができる。

（支給限度額）

第17条 居宅要支援被保険者が第1号事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づいて介護予防サービス費等区分支給限度基準額として厚生労働大臣が定める額（以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。）について同条第1項の規定により算定した額とする。

- 2 事業対象者が第1号事業を利用する場合（指定事業者のサービスを利用する場合に限る。）の支給限度額は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算定した額（以下「事業対象者支給限度額」という。）とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、利用者の自立支援を推進するものとして市長が必要と認めた場合には、その必要と認める範囲内において前項の事業対象者支給限度額を超える額を事業対象者支給限度額とすることができる。

（高額介護予防サービス費相当の支給）

第18条 市長は、居宅要支援被保険者等の第1号事業の利用に係る利用者負担額が著しく高額であると認めるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する費用を支給することができる。

（高額医療合算介護予防サービス費相当の支給）

第19条 市長は、居宅要支援被保険者等の第1号事業の利用に係る利用者負担額その他の医療保険各法に係る利用者負担額等の合計額が著しく高額であると認めるきは、当該居宅要支援被保険者等に対し、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する費用を支給することができる。

(利用料等)

第20条 第1号訪問事業の訪問介護相当サービス及び第1号通所事業の利用者は、当該サービス事業に要する費用の額から第15条第1項及び第2項の規定により支給されるサービス事業支給費の額を控除した額を利用料として当該サービスを提供した指定事業者を支払うものとする。

2 第1号訪問事業の地域支え合い事業訪問型サービスB及び地域支え合い事業訪問型サービスDの利用者は、補助事業が定めた額を利用料として支払うものとする。

(相談・苦情対応等)

第21条 市長は、利用者及びその家族からの第1号事業に関する相談・苦情等に迅速かつ適切に対応するために、受付窓口を長寿社会課及び地域包括支援センターに設置する。

2 市長は、前項の相談・苦情等を受け付けたときは、当該相談・苦情等の内容等を記録するものとする。

3 市長は、第1号事業に関する相談・苦情等のうち市で対応できないものについて、佐賀県国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第83条に規定する国民健康保険団体連合会で、同法第84条に基づき佐賀県知事の認可を受け設立された団体をいう。以下同じ。)に依頼することができる。

4 市長は、第5条第1号の規定に基づき指定事業者が行う第1号事業について、利用者及びその家族からの申立てに基づく事業者に対する調査及び指導助言を佐賀県国民健康保険団体連合会に依頼することができる。

5 市長は、指定事業者に対し、次の各号に掲げる事項を義務付けるものとする。

(1) 前項の規定に基づき市長の依頼を受けて佐賀県国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すること。

(2) 佐賀県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

(3) 佐賀県国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告すること。

(指導及び監査)

第 2 2 条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、必要があると認めるときは、第 1 号事業を実施するものに対して、指導及び監査を行うことができる。

(不正利得の徴収等)

第 2 3 条 市長は、偽りその他不正な行為により、利用者が第 1 号事業支給費の支給を受けたとき又は指定事業者が第 1 号事業支給費の支払いを受けたときは、当該支給費の額又は支払い額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(補則)

第 2 4 条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成 2 9 年 3 月 3 1 日告示第 2 5 号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(伊万里市ふれあい通所サービス事業実施要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 伊万里市ふれあい通所サービス事業実施要綱 (平成 1 9 年告示第 2 0 号)

(2) 伊万里市高齢者ふれあい・生きがい発掘事業実施要綱 (平成 2 0 年告示第 2 1 号)

(3) 伊万里市生活管理指導員派遣事業実施要綱

附 則 (平成 3 0 年 3 月 3 0 日告示第 9 3 号)

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

種類	個別事業名	事業の内容	対象者
訪問型サービス (第 1 号訪問事業)	訪問介護相当サービス	訪問介護員による身体介護、生活援助(旧介護予防訪問介護と同様のサービス)	事業対象者 要支援 1 要支援 2
	訪問型サービス A (緩和型サービス)	訪問介護相当サービスよりも緩和した基準によるサービス 身体介護を伴わない生活援助	事業対象者 要支援 1 要支援 2
	訪問型サービス B (地域 支え合い事業訪問型サービス)	住民主体による生活支援	事業対象者 要支援 1 要支援 2
	訪問型サービス D (地域 支え合い事業移動型サービス)	住民主体による通院等をする場合における送迎前後の付き添い 支援や別主体が実施する場合の 一般介護予防事業等における移動支援	事業対象者 要支援 1 要支援 2

通所型サービス (第1号通所事業)	通所介護相当サービス	生活機能の向上のための機能訓練(旧介護予防通所介護と同様のサービス)	事業対象者 要支援1 要支援2
	通所型サービスA (緩和型サービス)	通所介護相当サービスよりも緩和した基準によるサービス 運動、レクリエーション活動等を行うミニデイサービス	事業対象者 要支援1 要支援2
	通所型サービスC (短期集中サービス)	自立を目的とした運動機能訓練、栄養改善の指導等、個別のプログラムによる生活機能訓練を短時間に集中的に行うサービス	事業対象者 要支援1 要支援2
介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	介護予防ケアマネジメント事業	介護予防及び日常生活支援を目的として、選択に基づき、第1号事業、その他生活支援サービスの利用にかかるケアマネジメントを行う。	事業対象者 要支援1 要支援2

別表第 2（第 7 条関係）

事業対象者に該当する基準

①第 1 号様式の質問項目 No. 1 ～ 2 0 までの 2 0 項目のうち 1 0 項目以上に該当	複数の項目に支障
②第 1 号様式の質問項目 No. 6 ～ 1 0 までの 5 項目 のうち 3 項目以上に該当	運動機能の低下
③第 1 号様式の質問項目 No. 1 1 ～ 1 2 までの 2 項目全てに該当	低栄養状態
④第 1 号様式の質問項目 No. 1 3 ～ 1 5 までの 3 項目のうち 2 項目以上に該当	口腔機能の低下
⑤第 1 号様式の質問項目 No. 1 6 に該当	閉じこもり
⑥第 1 号様式の質問項目 No. 1 8 ～ 2 0 までの 3 項目 のうちいずれか 1 項目以上に該当	認知機能の低下
⑦第 1 号様式の質問項目 No. 2 1 ～ 2 5 までの 5 項目 のうち 2 項目以上に該当	うつ病の可能性

（注）

- 1 この表における該当（No. 12 を除く。）とは、第 1 号様式の回答部分に「1. はい」
又は「1. いいえ」に該当することをいう。
- 2 この表における該当（No. 12 に限る。）とは、 $BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$ が 18.5 未満の場合をいう。